

令和4年3月23日

令和4年3月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年3月23日(水) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	14番	中野	稔		

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 欠席委員(1人)

委員 13番 久保 睦子

6 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長代理 松下 伸弘 職員 西本 由香

7 議事録署名委員

6番 矢頭 周 7番 西ノ坊 嘉治

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

(4) 報告事項

令和3年度第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウム報告

令和3年度ふるさと農業再生委員会活動報告

令和3年度都市農政対策委員会活動報告

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和4年3月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は13人でありますので、会議は成立いたしております。

なお、推進委員の出席は、7人であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告ですが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号6番、矢頭 周委員、並びに議席番号7番、西ノ坊 嘉治委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局から説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件、3筆、1, 636㎡
についてでございます。

申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、いずれも茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得する
ため申請があったものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地
の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満た
していると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請3件につきましては、適当と認め承認する
ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画、利用権設定、3件を議題といたします。

申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局、西本さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件、7筆、4,310㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

いずれも借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

1項目から6項目の権利関係は賃借権で、3年の新規設定、7項目の権利関係は賃借権で5年の新規設定となっております。

転借人につきましては、それぞれ議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして議案参考資料をもとに説明いたします。

まず1項目から6項目の転借人は、農産物の生産販売を目的に設立された法人で、今回借受けする農地でイチゴの生産を行う予定であります。

農地の管理については、それぞれハウス施設を設置し、農場長及び臨時雇により従事する計画であります。

7項目の転借人は箕面市在住で農業従事年数は4年9ヶ月、現在大阪府の準農家として登録されております。

現在の農業経営面積は1,248㎡となっており、年間農業従事日数は200日、主にサトイモ、たまねぎ、かぼちゃ、サツマイモ等の野菜の栽培を計画されております。

農業用機械は、小型耕うん機、草刈機を所有されております。

研修等の受講履歴として、大阪府農業大学校短期プロ農家養成コースを修了されており、農業に関する知識及び技術を習得されております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

中野委員。

中野委員

この転借人は72歳と高齢ですが、借受人の年齢制限はありますか。

議 長

事務局。

事務局

年齢的な基準は特段ございません。

大阪府みどり公社により農業適格者要件について面談、審査が行われます。

その中で健康面も含め農業ができるかどうかの判断をされます。

議 長

他にご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

他にご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定3件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、2件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、先般開催されました令和3年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムにつきまして、大川委員から報告をお願いいたします。

大川委員

(報告を行う。)

議 長

ありがとうございます。

今回のシンポジウムで得られました知識を、今後の委員活動に活かしていただきたいと思います。ご苦労様でございました。

議 長

次に令和3年度ふるさと農業再生委員会の活動内容につきまして、大西委員長から報告願います。

大西委員長

令和3年度ふるさと農業再生委員会の活動についてご報告申し上げます。

令和3年度ふるさと農業再生委員会活動報告書をご覧ください。

まず、遊休農地調査の実施については、従前から取り組んでおります農地の発生・解消状況に関する調査に基づき、各委員が8月から10月にかけて担当地区の農地をパトロールし、利用状況調査を実施いたしました。

判定結果は、ア判定が0筆、0㎡、イ判定が12筆、9,024㎡、ウ判定が11筆、7,973㎡、エ判定が48筆、43,517㎡、合計71筆、60,514㎡となっております。

調査結果を踏まえ、各委員から現地調査における各地区の現状、取り組み、改善指導について報告を受け、今後の荒廃農地の解消に向けた意見交換、検討を行いました。

令和3年度の荒廃農地の解消実績はありませんが、委員会では各委員からの状況報告と調査結果を踏まえ、文書にて遊休農地所有者5名に対し利用意向調査を行いました。

なお、今年度は当初4回の会議を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発出されました関係により1回目は開催を中止し、令和3年11月9日、令和4年1月19日、令和4年3月10日の3回開催いたしました。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、令和3年度都市農政対策委員会の活動内容につきまして、矢頭委員長から報告願います。

矢頭委員長

令和3年度都市農政対策委員会の活動についてご報告申し上げます。

令和3年度都市農政対策委員会活動報告書をご覧ください。

まず、1つ目、遊休農地パトロールの実施について、昨年9月29日、委員等による事前調査を基に、遊休農地の所在地一覧表を整理し、リストアップした全72筆について、事前に撮影した写真により遊休農地判定を行いました。

判定結果は、A判定が7筆、3,890㎡、B判定が46筆、29,001㎡、C判定が18筆、13,599㎡、転用済が1筆、1,808㎡、合計72筆、48,298㎡となっております。

判定結果をもとに、C判定の遊休農地を、①市街化調整区域内農地及び生産緑地、②生産緑地以外の市街化区域内農地の2種類に分類しました。

①は営農再開を、②は保全管理を行うよう、農地所有者12人に対し、令和3年12月22日付けで文書を発送し、指導を行いました。

その結果、改善された農地が1筆ありました。

調査の総括としましては、前年度と比べ改善された農地として、CからBが6筆ありました。

2つ目、その他活動内容ですが、令和3年度中開催を予定しておりました令和3年8月25日につきましては、新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発出されました関係により開催を中止し、令和3年9月29日、令和3年12月1日、令和4年3月9日の計3回、会議を開催致しました。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただき、ご苦労さまでございます。

引き続き、ご尽力賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了致しました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、委員総会に向けまして運営協議会を、4月15日、金曜日、午後1時30分から本館6階第1会議室で開催いたします。

次に来月の定例会でございますが、4月19日、火曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

また令和4年度委員総会でございますが、4月26日、火曜日、

午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして令和4年3月定例会を閉会といたします。
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署 名 委 員

署名済み

署 名 委 員

署名済み
